			二〇六	二〇七	（略）	二〇八	二〇九		
			輸送用機械器具製造業			ガス製造工場	下水道業		
			一	二		二	一		
			四	三		三	三		
			一	一		一	一		
			二	三		三	二・五		
(二) 民生用電気機械器具製造工程（りん又はその化合物に係る表面処理を設置するものに限る。）を設置する工場又は事業場	(三) 民生用電気機械器具製造工程（りん又はその化合物に係る表面処理を設置するものに限る。）を設置する工場又は事業場	四(ロ)欄(1)の(イ)及び(ロ)並びに(2)三に係る水質汚濁物質の排出量の値は、それぞれ二、二とする。	(一) 自動車・同付属品製造工程（りん又はその化合物に係る表面処理を設置するものに限る。）を設置する工場又は事業場	(二) 自動車・同付属品製造工程（りん又はその化合物に係る表面処理を設置するものに限る。）を設置する工場又は事業場		(一) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの（(四)に掲げるものを除く。）であつて、第三欄(1)(ロ)及び(2)(ロ)に係る水質汚濁物質の排出量の値は、それぞれ二、三、五とする。	(一) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの（(四)に掲げるものを除く。）であつて、第三欄(1)(ロ)及び(2)(ロ)に係る水質汚濁物質の排出量の値は、それぞれ四、五とする。		

			二〇六	二〇七	（略）	二〇八	二〇九		
			輸送用機械器具製造業			ガス製造工場	下水道業		
			一	二		二	一		
			四	三・五		四・五	四		
			一	一		一	一		
			二	三・五		三・五	四		
民生用電気機械器具製造工程（りん又はその化合物に係る表面処理施設を設置する工場又は事業場であつては、第三欄(1)(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ二、四・五とする。			自動車・同付属品製造工程（りん又はその化合物に係る表面処理施設を設置するものに限る。）に係る水質汚濁物質の排出量の値は、それぞれ一・五、八とする。						